

資料 4

出産被保険者に係る 国民健康保険税の減額について

出産被保険者に係る国民健康保険税の減額について

1 改正の理由

地方税法の一部改正により、令和6年1月1日から出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するため。

2 主な改正の内容

出産被保険者の出産予定日又は出産の日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から、出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額を公費が負担することにより減額する。（公費負担割合 国1／2、県1／4、市1／4）